

宮崎県水と緑の森林づくり条例の概要

1 目的(第1条)

県や県民等の役割分担を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることなどにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成と県民の安全で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

2 定義(第2条)

森林づくり	森林所有者
森林の有する多面的機能	森林資源の循環利用

3 基本理念(第3条)

- (1) 長期的展望に立ち、地域の特性に応じた森林づくりの推進
- (2) 県、県民、森林所有者、事業者の適切な役割分担と協働による森林づくりの推進
- (3) 県民等の主体的な参画による森林づくりの推進
- (4) 森林づくりを支える人材の育成の推進
- (5) 森林資源の循環利用の促進

4 それぞれの責務(第4条～第7条)

県

- ・森林づくりの総合的な施策の策定、推進
- ・県民等との協働及び国、市町村との連携 (第4条)

県民

- ・森林への理解と森林づくり活動への積極的な参加
- ・県が推進する施策への協力 (第5条)

森林所有者

- ・多面的機能の発揮に向け適正な森林整備、保全
- ・県が推進する施策への協力 (第6条)

事業者

- ・多面的機能の発揮に配慮した事業活動
- ・県が推進する施策への協力 (第7条)

5 施策の基本となる事項(第8条～第19条)

森林の整備及び保全に関する指針の策定(第8条)

- ・森林の整備及び保全に関する基本的な方針や具体的手法等を定めた指針の策定

森林の整備及び保全の促進(第9条)

- ・森林の果たすべき役割に応じた適切な森林施業の促進等

流域を単位とした森林づくりの促進(第10条)

- ・上流域と下流域の人々の連携の促進

県民等の主体的な参画の促進(第11条)

- ・県民等が主体的に行う森林づくり活動への支援等

森林づくり推進期間(第12条)

- ・森林づくり推進期間の制定

協定に基づく森林づくりの促進(第13条)

- ・森林所有者と団体等との協定締結の促進
- ・協定に基づく森林づくりへの支援

森林づくり担い手の育成(第14条)

- ・林業事業者及び担い手の育成等

森林環境教育の推進(第15条)

- ・体験活動の場の整備、指導者の養成等

森林資源の循環利用の促進(第16条)

- ・県産材の需要拡大、利用技術の開発

県営林の活用(第17条)

- ・適切な森林施業
- ・森林環境教育、ボランティア活動等の場としての利用促進

実施状況の公表等(第18条)

- ・県民の意向の把握及び森林づくりの実施状況の公表

財政上の措置(第19条)

- ・森林づくりに関する施策を推進するための財政上の措置